

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて（抄）

〔平成20年3月31日
行政改革推進本部決定〕

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである。

別表（抜粋）

（略）

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	美容師法第5条の3	(財)美容師美容師試験研修センター	美容師の登録事務	指定	・(財)美容師美容師試験研修センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	美容師法第5条の3	(財)美容師美容師試験研修センター	美容師の登録事務	指定	・(財)美容師美容師試験研修センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)
厚生労働省	作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第2条第3項第1号	(社)日本作業環境測定協会	作業環境測定機器の校正	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】 ・事務・事業及び登録基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	勤労者財産形成促進法第9条第3項 勤労者財産形成促進法施行規則第24条	財形住宅金融株式会社	住宅資金貸付	指定	・登録機関において実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条	(財)テクノエイド協会	助成 情報の収集、提供等 福祉用具の効果の評価 情報の提供等 附帯事業	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	介護保険法施行規則第65条の2	(社)国民健康保険中央会	介護給付費の審査及び支払に関する事務の一部	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定め、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を厳格に実施する。【平成20年度中に措置】

（以下略）